

## 欧州の基準・認証制度の動向（2013年9月/10月）

### ● ..... トピックス一覧 ..... ●

- 製品安全／消費者保護
- 電気通信と幅広い標準化政策
- データ保護
- 低電圧電気安全指令／Low-voltage electrical safety Directive (LTD)
- エコデザイン、エネルギー効率、エネルギー表示
- 医療機器
- 水銀
- 全製品：新しい法的枠組み（NLF）
- 玩具
- 全製品：自由貿易協定（FTA）
- 繊維と皮革製品
- 廃棄物管理：プラスチック包装
- 自動車分野規制と決定
- レクリエーション用船舶
- 化学物質：REACH計画
- 食品
- 建築製品
- 標準の定期改訂



### ●製品安全／消費者保護

国境を超えた消費者保護の改善の必要性についての新たな意見諮問が2014年1月まで開設された。製品安全についても明らかに含まれているが、諮問はより幅広い分野を対象としている。2013年はじめに提案された製品安全指令の改定案の合意が間近と思われる。

一般諮問の通知は、欧州委員会が市場監視と施行に関する予算増に対して、一般からの支持を得ようとするねらいがある。同分野の国境を超えた協力では予算制限が支障になっている。この通知は改善の可能性の内容について明らかに触れている。具体的にはEU数か国に影響している違反の認定と追跡に関する協力である。遵守しない場合の罰金を厳しくすることもあげられている。

出典：

一般諮問の詳細

[http://ec.europa.eu/dgs/health\\_consumer/dgs\\_consultations/ca/consumer\\_protection\\_cooperation\\_regulation\\_201310\\_en.htm](http://ec.europa.eu/dgs/health_consumer/dgs_consultations/ca/consumer_protection_cooperation_regulation_201310_en.htm)

### ●電気通信と幅広い標準化政策

欧州委員会はサムスンとの合意案の文書を発表した。これは2012年末にサムスンが、標準に参照された特許技術のFRAND（公正で妥当、かつ無差別の）実施許諾を拒絶したことから生じていた。欧州委員会は合意の確認前に意見を募集した。合意案では、FRAND実施許諾条件の特定の枠組みに合意した企業による携帯通信での標準必須特許（SEP）の使用をサムスンが認める内容になっている。

確認されれば、同合意はハイテク製品の標準使用について大きな影響を与える。サムスンの（特許技術の妥当でない管理を通しての）優位的立場の濫用に関する特定の非難は、サムスンとアップルを特に対象とした長年に渡る電気通信における標準の争いの一部である。しかし意味するところはさらに大きい。米国とEU当局はFRANDの一般的に応用できる定義を探っている。この定義を使えば、技術が特許保持者が開発を手助けした標準の応用に不可欠な場合に特許保持者に技術の実施許諾を強制する際に使用できる。不完全だが役に立つひとつの前例となる。

出典：

提案された合意案の文書

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2013:302:0014:0015:EN:PDF>

および背景となる記者発表資料

[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-13-971\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-13-971_en.htm)

この問題が調査された2013年はじめの会議の議事

[http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/ict/standards/extended/event\\_open\\_source\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/ict/standards/extended/event_open_source_en.htm)

### ●データ保護

欧州委員会が提案したデータ保護規則の改革が欧州議会の主な委員会で広い支持を受けたが、主要な部分での意見相違が続く。改正案は合意に至らないために2年以上も停滞している。

論争の結果はEU内およびEU向けに顧客データを収集する全てのサプライヤーに影響を与える。改革が必要なことについての大幅な合意はあるものの-EUの現在のデータ保護規則は人口の1%しかインターネットを使っていなかった1995年にさかのぼる-詳細の多くが議論の対象となっておりロビー活動も継続している。

出典：

欧州議会による最新勧告の文書は入手不可能。データ保護規則の改革案に関するポータルサイト  
[http://ec.europa.eu/justice/data-protection/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/justice/data-protection/index_en.htm)

### ●低電圧電気安全指令/Low-voltage electrical safety Directive (LTD)

低電圧安全指令下で認定された標準の新リストに 100 以上の文書が加えられた。家庭用機器とケーブルの標準が最も大きなグループとなっている。IT 機器の EN60950-1 に関する LVD と並行する製品安全指令で認定された標準のリストで一貫していない部分が別途削除された。両指令が同じバージョンを認定するようになった。

意図的ではないが、最新の発表は EU が規則で認定された安全標準を明確にかつ最新のものに改訂していないことを示すことになった。IT 機器の基準のほかにも別の問題がある。2012 年 10 月に欧州委員会は日焼け用のサンベッド (EN60335-2-27) 向けの 2003 年版の安全標準は不十分でありその後のバージョンが認定されると発表した。しかし一年経っても、後のバージョンは認定されていない。

出典：

新しく加えられた文書を認定した最新の統一標準リスト

[http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/harmonised-standards/low-voltage/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/harmonised-standards/low-voltage/index_en.htm)

電子機器安全に関する指令のポータルサイト

<http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/electrical/lvd/>

GPSD 下で認定された新しい統一標準リスト

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2013:254:0003:0008:EN:PDF>

### ●エコデザイン、エネルギー効率、エネルギー標示

- 1) 部屋暖房と湯沸器の新しい規則が発行された。部屋暖房ではエコデザイン規則で同計画がエネルギー以外の環境問題にも関わるようになった。
- 2) グランド（留め置き）なし循環器の現存のエコデザイン規則下での新しい標準が認定された。
- 3) 欧州連合（EU）加盟各国のエネルギー効率目標への達成度を比較する、この種類では初めての EU 比較報告書が発表された。
- 4) 照明におけるエネルギー表示規則の応用が欠けていることで消費者が最も効率的に行動できないことに対する公式な懸念が表明された。しかし対策は提案されていない。LED 照明の表示が特に懸念されている。
- 5) 2014 年から発効予定の掃除機に対する EU の新しいエコデザイン規則の合法性が同分野の製造者によって異議が申し立てられている。

最初の項目の重要度は大きい。環境問題が音量や排気ガスの窒素酸化物などエネルギー以外の事項を含むようになった。エコデザイン枠組みはこのような拡張を許されている。

同じ点だが、エコデザインの条件がエネルギー以外にどう拡張されるべきかが項目5「掃除機規則の合法性への異議申立て」で述べられている。製造者は、EUはエネルギーだけに焦点を当てることで、ホコリやゴミ袋の管理の重要性を無視しており間違っていると主張する。

項目3（比較報告書）は重要で、ここでの基礎事実が国家エネルギー効率行動計画の評価の際の参照基礎データとして幅広く使用されるだろう。同計画はまず、加盟各国によって2014年4月までに提出されなければいけない。

出典：

部屋暖房に関する2つの新規則

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:239:0001:0082:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:239:0136:0161:EN:PDF>

湯沸器に関する2つの新規則

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:239:0083:0135:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:239:0162:0183:EN:PDF>

グラント（留め置き）なし循環器の新しい標準

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2013:254:0009:0010:EN:PDF>

エネルギー効率の進展に関する比較報告書

<http://www.energy-efficiency->

[watch.org/fileadmin/eew\\_documents/images/Event\\_pictures/EEW2\\_Logos/EEW-](http://www.energy-efficiency-watch.org/fileadmin/eew_documents/images/Event_pictures/EEW2_Logos/EEW-Final_Report.pdf)

[Final\\_Report.pdf](http://www.energy-efficiency-watch.org/fileadmin/eew_documents/images/Event_pictures/EEW2_Logos/EEW-Final_Report.pdf)

照明のエネルギー表示に関する懸念表明

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2013:270E:0001:0303:EN:PDF>

掃除機のエコデザイン条件の論争に関する記事

<http://www.bbc.co.uk/news/business-24455705>

エネルギー効率に最も関連したポータルサイト

[http://ec.europa.eu/energy/efficiency/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/energy/efficiency/index_en.htm)

エコデザイン

[http://ec.europa.eu/energy/efficiency/ecodesign/eco\\_design\\_en.htm](http://ec.europa.eu/energy/efficiency/ecodesign/eco_design_en.htm)

## ●医療機器

- 1) 公認機関への政府管理を厳しくする新しい2文書が発行された。
- 2) 10月末に欧州議会が2012年コア指令の改定案を承認し、最高リスク機器の市場導入前の政府認定の対象を否決したという非公式の報告がある。議会の決定の全文書はまだだが、全ナノ物質を高リスクで最も厳しい認定の対象にする分類など提案の原案のいくつかの変更点を含むことが予想されている。

二つの公式文書はコア指令の予想されている改訂となるが、これは同分野での最近の安全性のスキャンダルによって強化が緊急に提案されていることが理由だ。

議会による最新の採決（項目 2）の全文が待たれる。2012 年案からの重要な変更があると伝えられており、この後でも EU 加盟国間での微妙な交渉があり、最終的な承認は 2014 年春と思われる。しかし暫定的な通知では、全ての中でも最も論議になっている問題で合意があるだろうと伝えられている。それは、過去の安全でない機器のスキャンダルにもかかわらず-PIP 豊胸インプラントだが-EU は最高リスク機器の市場導入前の政府認定の義務化を否決し、認定を公認機関にまかせ、一方で同機関への監視を強化するというものだ。製品評価の改善、追認性と公認機関の管理など改訂のほかの目標はすでに合意されている。

出典：

規則改訂の採択前に適用される新しい 2 文書

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:253:0008:0019:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:253:0027:0035:EN:PDF>

改定案の最新草稿（新しい文書が間もなく同草案に優先される。）

[http://ec.europa.eu/health/medical-devices/documents/revision/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/health/medical-devices/documents/revision/index_en.htm)

最も関連したポータルサイト

[http://ec.europa.eu/health/medical-devices/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/health/medical-devices/index_en.htm)

## ●水銀

EU は UN 機関で合意された新しい水銀に関する水俣条約を歓迎・批准し、EU 技術規制への影響の可能性についての最初の非拘束的な予測を発表した。

すでに EU は長年の政策から水銀には厳しい制約を課しており、EU における実際の影響は少ないと思われるが、歯科用アマルガム等の健康&安全規則下での応用に関する行動の可能性はある。

出典：

国連合意文書につながる水銀に関する EU 規則のポータルサイト

<http://ec.europa.eu/environment/chemicals/mercury/>

EU の自らの影響への潜在性に関する最新概要

[http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-13-871\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-871_en.htm)

## ●全製品：新しい法的枠組み（NLF）

EU の技術規則の共通で多分野における原則を提供する。

- 1) 適合性評価機関（CAB）への 4 つの ISO 改訂版が認定された。

2) 非公式な報道によると、ブルーガイド（新しい取り組みへのガイド）草稿版の出版が10月末に伝えられていたが、同期日までに新しい発表はない。

NLF（New Legislative Framework）は、1980年代の新しい取り組みに代わる多分野での規制枠だ。標準の法的需要や適合性評価の経過、市場監視などでの一般的原則を定める。特にCEマーキングが課される限定的な製品群にしか直接適用されないが、EUが規制する他分野での参照ベースとして影響力がある。

ブルーガイドの改訂は、新しい取り組みの非一貫性を明確にする文書として重要視されており、最新のNLF文書に应用される予定。

当初の非一貫性を取り除くための、NLF下での分厚いガイダンスがまだ必要だと失望する人もいるかもしれない。新しガイドの価値はまだわからない。草稿も発表されていない。

出典：

CAB標準の最新リスト

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2013:258:0004:0007:EN:PDF>

改革案の草稿文書はまだ一般公開されていないが、オリジナル（2000年）のブルーガイドは以下に掲載されている。

[http://ec.europa.eu/enterprise/policies/single-market-goods/files/blue-guide/guidepublic\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/single-market-goods/files/blue-guide/guidepublic_en.pdf)

NLFに最も関連したポータルサイト

[http://ec.europa.eu/enterprise/policies/single-market-goods/internal-market-for-products/new-legislative-framework/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/single-market-goods/internal-market-for-products/new-legislative-framework/index_en.htm)

## ●玩具

玩具に含まれる鉛、ヒ素、水銀、バリウムとアンチモンについて、ドイツの制限量はEU規則で課されているよりも低いものの、新しいEU決定によってドイツが国内制限を維持することが許可された。

技術的詳細は研究を要する。この決定は昨年7月にバリウムに関する最新のEU圏内制限が発表される前に発表された欧州司法裁判所による裁定に基づいている。EUは現在のドイツとEUのそれぞれの物質の制限値の簡単な比較表の発表を行っていない。

出典：

ドイツに国内禁止の維持を許可する最新決定 [http://eur-](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:267:0007:0008:EN:PDF)

[lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:267:0007:0008:EN:PDF](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:267:0007:0008:EN:PDF)

バリウムに関するEUによる最新の汎欧州制限

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:195:0016:0017:EN:PDF>

玩具に関するEU規則のポータルサイト

[http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/toys/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/toys/index_en.htm)

●全製品：自由貿易協定（FTA）

- 1) EUはシンガポールとカナダとの新しい自由貿易協定に合意した。
- 2) 日本とのFTA交渉は新しいFTAでの第三段階に入り、EUのアジアとは二番目にあたる。（最初は韓国。）
- 3) 新しい、公式の極めて一般的なEU手引きである貿易交渉ステップ・バイ・ステップが発行された。この二国間FTA交渉は関税を超えたもので、標準や試験など非関税問題を含んでいる。

これは、EUが米国や日本のように、貿易障壁を低くするために、ドーハラウンドの交渉が失敗したWTOを強化するのではなく二国間協定に目を向けている証拠だ。特にカナダとのFTAは貿易と投資の障壁の除去で重要な進展があったことで報道では前向きに評価されている。最も新しい通知では、TTIP（環太平洋貿易と投資パートナーシップ）の議論は続いている。

標準と試験に関して、相次ぐ二カ国間協定が輸出業者にとって障壁が少なくなったために楽になるのか、協定毎の新しい規則の違いが大きいために調和された海外貿易が難しくなるのか、を判断するのはまだ時期尚早だ。後者は長年にわたり二国間協定普及の反対論の大きな論点となっている。EUの立場の手引きである新しいステップ・バイ・ステップガイドは一般的な回答を与えるにとどまっている。

出典：

シンガポール協定の概要

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/september/tradoc\\_151723.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/september/tradoc_151723.pdf)

FTAの全文

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=961>

カナダ：FTAに関する暫定的事実と数字

[http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-13-911\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-911_en.htm)

米国：TTIPの目標に関するEUの最新概要 <http://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/ttip/>

新しいステップ・バイ・ステップガイド

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/june/tradoc\\_149616.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/june/tradoc_149616.pdf)

全ての国との二国間貿易協定に関するEUデータのポータルサイト

<http://ec.europa.eu/trade/creating-opportunities/bilateral-relations/>

●繊維と皮革製品

- 1) 皮革製品が真正品の証拠を提供するためにより厳しい表示をするべきかどうかについての一般諮問が始まった。技術報告書が背景として発行された。

- 2) 新しい技術報告書が発表されたが、この幅広い分野での繊維の安全性や害を及ぼす可能性があるアレルギー物質についての行動に対する勧告はない。

皮革の報告書だけがすぐに行動（一般諮問の要請）につながったが、報告書3点は関連したシリーズの一部として準備された。他2点の報告書の技術的内容も関心が持たれている。

出典：

皮革製品の表示に関する一般諮問

<http://ec.europa.eu/eusurvey/runner/74d5e248-a4c3-7032-5c09-42e5fd784749?surveylanguage=EN>

3点の技術報告書へのリンクを含めた一般諮問の背景

[http://ec.europa.eu/enterprise/newsroom/cf/itemdetail.cfm?item\\_id=6955&lang=en](http://ec.europa.eu/enterprise/newsroom/cf/itemdetail.cfm?item_id=6955&lang=en)

繊維に関する EU 規則のポータルサイト

[http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/textiles/documents/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/textiles/documents/index_en.htm)

### ●廃棄物管理：プラスチック包装

EU はプラスチック廃棄物の削減方法についての 2013 年はじめの一般諮問への対応として受け取った勧告の端緒を見せた。すでに計画している行動についての兆しは、新しい制限の導入が予定されているプラスチック袋に関連するものしかない。

検討されているほかの勧告で製品デザインに影響を及ぼす可能性があるものは、以下の通り。

- 1) リサイクルの義務要件を課すためのエコデザインの使用
- 2) リサイクルが難しい添加物使用の制限

出典：

受け取った勧告の概要

[http://europa.eu/rapid/press-release\\_SPEECH-13-759\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_SPEECH-13-759_en.htm)

最も関連したポータルサイト

[http://ec.europa.eu/environment/waste/plastic\\_waste.htm](http://ec.europa.eu/environment/waste/plastic_waste.htm)

### ●自動車分野規制と決定

- 1) EU の高度道路情報システム (ITS) 計画について、以前より若干明確になったインターネットポータルが作成された。
- 2) ITS 計画における詳細な 2 件の定期的発展が発表された。1 件目は特に電波の負担過多を防ぐための自動車内道路交通情報システムのデータ提供に関する技術枠組みであり、2 件目は EU の定義での商用車向けの安心で安全な駐車場について EU 加盟国へ発表することを要求する命令である。



- 3) ダイムラーとボシュがそれぞれ提案したエンジン部分を保護する 2 件の製造者特定技術が、二酸化炭素排気ガス削減の EU 規則に適合しているとして認定された。

全ての発表は定期的なものである。

出典：

ITS の最新で改善されたポータルサイト

[http://ec.europa.eu/transport/themes/its/road/action\\_plan/](http://ec.europa.eu/transport/themes/its/road/action_plan/)

ITS 計画の新規則

自動車内交通情報システム

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:247:0006:0010:EN:PDF>

安心で安全な駐車場

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:247:0001:0005:EN:PDF>

ダイムラー技術の認可

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:242:0012:0016:EN:PDF>

自動車分野の EU 技術規則に関するポータルサイト

[http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/automotive/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/automotive/index_en.htm)

## ●レクリエーション用船舶

レクリエーション用船舶に関する現指令を改訂し例えばジェットスキーなどその範囲を広げる 2011 年案の合意が報告された。義務とモーター排気ガス削減が主な変更点である。

最終の合意された改訂文書はまだ入手されていないが、報道によると当初の 2011 年案に大まかに沿っているだろうという。

出典：

2011 年案は同セクターの EU 規則のポータルサイトから入手可能。

[http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/maritime/recreational-craft/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/maritime/recreational-craft/index_en.htm)

## ●化学物質：REACH計画

- 1) CLP (分類、表示、包装) 規則を国際 GHS (グローバル調和システム) の最新版に合わせて 4 ヶ月もたないうちに、当初の文書が不完全で不十分だということを認めた改訂が発行された。
- 2) 現在禁止が検討されている 6 つの危険化学物質の代替コストに関する予備研究が発表された。
- 3) 新しいインターネットのナビゲーションツールが導入された。供給チェーンの誰もが義務の確認を簡単にできるようにすることが目的だ。

- 4) EU 全体での禁止がないにもかかわらず、フランスによる一つの物質分類（セルローズ・ワッディング）の暫定的国内禁止が認められた。EU は危険をより深く研究するが、フランスは認定を要請した。

ここで紹介した項目は、実施の主要段階が今後最低 3 年間は続く同計画の継続的なニュースの中でもハイライトだけである。REACH に関するほかのニュースについては、下記の欧州化学物質庁（ECHA）を参照されたい。

最新文書

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:261:0005:0022:EN:PDF>

危険化学物質の研究の発表は、疑問視されている 6 物質に対する議論を促進するためだけでなく、EU が代替品の潜在的な実行可能性とコストの研究方法を提案するためにも行われた。報告書は以下のサイトに掲載されている。

[http://echa.europa.eu/documents/10162/13580/abatment+costs\\_report\\_2013\\_en.pdf](http://echa.europa.eu/documents/10162/13580/abatment+costs_report_2013_en.pdf)

新しいナビゲーターは、REACH によって義務として課された透明性とデータアクセスの容易性の促進を継続している。リンクは以下の通り。

<http://echa.europa.eu/support/guidance-on-reach-and-clp-implementation/identify-your-obligations>

フランスによる国内禁止

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:275:0052:0053:EN:PDF>

追加資料出典：

REACH 計画に関する最も役立つポータルサイトはこれまで通り。

<http://echa.europa.eu/>

## ●食品

- 1) EU の新しい決定でチョコレートとココア製品の国際標準の採択が簡単な決定プロセスで行われるようになる。
- 2) いくつかの栄養強調表示が禁止され、「炭水化物は...正常な脳機能に貢献する」という一点が認可された。
- 3) 食品添加物の認定リストに細かい 3 点が改訂された。
- 4) オーガニック海藻と水産養殖製品の技術仕様が改訂された。

最初の項目は国際標準という言葉が定義されずに使用されているため、網羅されている小規模のサブ分野を超えて重要になる可能性がある。この言葉の定義は国際貿易の様々な分野と WTO /TBT 合意において頭の痛い問題となっている。

許可される栄養強調表示リストの改訂は定期的で、欧州委員会が管理している役立つインターネットのデータベースに加えられる。

出典：

チョコレートとココア製品に対する新決定

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:287:0001:0004:EN:PDF>

栄養強調表示。許可されている栄養強調表示は理論的にはすべてデータベースで入手できることになっているが、実際にはデータベースには多少の遅れがある。データベースは以下に掲載されている。

<http://ec.europa.eu/nuhclaims/?event=search>

データベースへのアップデートはまだだが、最新文書は以下に掲載されている。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:282:0039:0042:EN:PDF> and

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:282:0043:0045:EN:PDF>

食品添加物も理論的にはデータベースで入手できるが、遅れがある。

[https://webgate.ec.europa.eu/sanco\\_foods/main/?event=substances.search&substances.pagination=1](https://webgate.ec.europa.eu/sanco_foods/main/?event=substances.search&substances.pagination=1)

データベースへのアップデートはまだだが、最新文書は以下に掲載されている。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:252:0011:0013:EN:PDF> and

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:289:0058:0060:EN:PDF> and

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:289:0061:0062:EN:PDF>

食品安全規則のポータルサイト

[http://ec.europa.eu/food/food/FAEF/additives/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/FAEF/additives/index_en.htm)

## ●建築製品

同分野の新規則が7月に発効されるが、それを受けて以下2件の標準形式が発行された。

- 1) 義務である性能宣言を書面ではなくインターネットで行いたい供給者用。
- 2) 認定標準の使用なしで製品の規定適合を行う際に使用される手続きである ETA（欧州技術評価）用。

これらの通知は建築製品規則（CPR）をより実施しやすくするための一連の取り組みの継続である。新しい建築製品情報プラットフォーム（CRIP）が夏に導入された。新しい規則が以前の多くの批判を受けた建築製品指令より、統一されて応用されるかどうかは今後の課題だ。

出典：

インターネットでの性能宣言の条件草稿

[http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/construction/legislation/files/construction-act\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/construction/legislation/files/construction-act_en.pdf)

ETA の決定された新形式

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:289:0042:0043:EN:PDF>

建築製品規則のポータルサイト

[http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/construction/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/construction/index_en.htm)

### ●標準の定期改訂

発行された認定標準の新リストは以下の通り。

- ATEX (爆発性大気) 製品
- 昇降機
- 空中ケーブル
- RTTE (無線および電話通信機器)
- 一般製品安全指令

出典：

ATEX

[http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/harmonised-standards/equipment-explosive-atmosphere/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/harmonised-standards/equipment-explosive-atmosphere/index_en.htm)

昇降機

[http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/harmonised-standards/lifts/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/harmonised-standards/lifts/index_en.htm)

空中ケーブル

[http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/harmonised-standards/cableways/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/harmonised-standards/cableways/index_en.htm)

RTTE

[http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/harmonised-standards/rtte/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/harmonised-standards/rtte/index_en.htm)

GPSD (製品安全)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2013:254:0003:0008:EN:PDF>